有田川町耕作放棄地再生事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、限られた資源である農地の有効活用の観点から、耕作放棄地の発生防止と解消による農業振興の推進を目的に、予算の範囲内において交付する有田川町耕作放棄地再生事業補助金に関し、有田川町補助金等交付規則（ 平成 18 年規則第 32 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　耕作放棄地
当町内に存する農地のうち過去１年以上耕作されず、かつ、草刈り、荒起こし等の管理が行われていない状態の農地で、耕作の放棄により荒廃し、雑草又は雑木の繁茂や障害物等のため、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。

(２)　耕作放棄地解消
耕作放棄地について、農地としての利用に支障となる障害物の除去等の作業を実施することにより、耕作可能な農地にすることをいう。

(３)　経営体
同一の農業経営を営む農業者の集団を指し、住民票上の世帯が別であっても同じ農業経営であれば同一経営体とみなす。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となるものは、次の各号のすべてに該当するものとする。

(１)　当町内に住所を有し、耕作放棄地を耕作する意思のある者又は農地所有適格法人等若しくはその他町長が必要と認める者

(２)　耕作放棄地解消及び拡大防止に寄与する事業に自主的に取り組むもの

(３)　農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第４条第３項第１号に規定する利用権について10年以上期間を設定した者，又は農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３条の規定により、農地の貸借権について10年以上の権利を設定し許可を受けた者であって、10年以上継続して農作物を作付けするもの

(４)　地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に事業を行うと見込まれるもの

(５)　この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している町税及び国民健康保険税に滞納がないもの

(６)　有田川町暴力団排除条例(平成23年有田川町条例第13号)第2条第2号の暴力団員若しくは同条第1号の暴力団と密接な関係を有する者を含む団体等と認められないもの

（補助対象農地）

第４条　補助金の交付対象となる農地（以下「補助対象農地」という。）は、以下の全てを満たすものであること。

1. 当町内に存する耕作放棄地であること
2. 補助対象農地の使用権原について、前条第3号のとおり貸借権が設定されていること。
ただし、同一の当事者間で繰り返し行われたものについては補助の対象外とする
3. 補助対象農地の面積は、公簿面積とする。ただし、その一部を対象とする場合は、実測値とする
4. 補助対象農地の合計面積に１アール未満の端数があるときは切り捨てとする
5. 中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の交付対象となっている農地は、補助対象外とする
6. 国、県が補助金等を交付する事業であって、当事業と同様の事業内容で補助金等が交付されている農地については対象外とする
7. 過去に本事業の補助を受け、耕作放棄地の解消を行った農地については対象外とする。ただし、事業終了後の耕作が継続されていない等の要因により補助事業が取り消された農地について、貸借人が前回と異なる場合はこの限りではない。

（補助金額等）

第５条　補助金額は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする者等（以下「申請者」という。）は有田川町耕作放棄地再生事業補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。申請に必要な関係書類は以下のとおりとする。

1. 補助対象農地の事業実施前現況写真
2. 営農活動計画書（様式第2号）
3. 補助対象農地に貸借権が設定されていることが分かる書類
4. 定款又は規約及び構成員名簿（法人の場合）
5. 直近の決算報告書等（法人の場合）
6. 同意書（様式第３号）
7. 誓約書（様式第４号）

（交付の決定）

第７条 町長は、前条の申請があった場合は、補助金交付条件の適否を審査の上、補助金

交付又は不交付を決定し、申請者に通知するものとする。

２　申請額が予算の上限に達した場合は、次に掲げる内容を考慮し交付決定を行うものとする。

1. 補助対象農地の解消が及ぼす周辺農地への影響の有無
2. 有田川町農業士会に属する会員の申請
3. その他町長が必要と認める事項の有無

（事業の実施）

第８条 補助金交付の決定通知を受けた申請者は、通知条件に従って事業を実施し、当該年度の3月20日までに補助対象農地の整備を完了しなければならない。

（実績報告）

第９条 事業実施後、有田川町耕作放棄地再生事業補助金実績報告書（様式第５号）に必要書類を添えて、当該年度の3月20日までに町長に提出しなければならない。報告に必要な関係書類は以下のとおりとする。

1. 補助対象農地の事業実施後現場写真
2. その他、町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第１０条 町長は、前条の報告があったときは、補助金交付条件の適否を審査の上、町長が適当と認めた場合は有田川町耕作放棄地再生事業補助金確定通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

２ 申請者が補助金等の確定通知を受けたときは、速やかに有田川町耕作放棄地再生事業補助金請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（経過報告）

第１１条 町長は、事業完了後の営農状況を確認するため、申請者に対し有田川町耕作放棄地再生事業補助金営農状況報告書（様式第８号）の提出を求めることとする。これを受けた申請者は速やかに報告書の提出を行わなければならない。

２　報告書の提出期間は事業終了から１０年間とする。

（補助金の交付の取消し又は返還）

第１２条 町長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消しできるものとする。

1. 申請を行った年度内に、事業を完了しなかった場合
2. 対象農地に係る利用権の設定又は許可の存続期間において、１０年未満でその契約の全部又は一部を解除するに至った場合（災害による農地の崩壊、公共の用に供するための買収又は疾病による事由により契約を解除するに至った場合を除く。）
3. 対象農地での耕作を１０年以上継続できていない場合
4. 決められた期日までに営農状況報告書の提出が無い場合
5. 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合
２ 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金を交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

別表（第５条関係）

補助額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | １ａあたり | 上限額（一経営体における年度額） |
| 他経営体が所有する農地の場合 | １０，０００円 | ５００，０００円 |
| 同一経営体内で所有する農地の場合 | ５，０００円 | ２５０，０００円 |

様式第１号（第６条関係）

有田川町耕作放棄地再生事業補助金交付申請書

年　　　月　　　日

有田川町長

申請者

住所又は所在地：
団体名：
代表者氏名：
連絡先：

　　　年度有田川町耕作放棄地再生事業補助金の交付を受けたいので、有田川町耕作放棄地再生事業補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請地 | 有田川町　　　　　　　　　　　　　　　　／　地目：　畑　・　田　 |
| 面積　　　　　　　　㎡　　　⇒　　　　　　ａ（端数切捨て） |
| 農地所有者 |  |
| 貸借内容 | * 他経営体の農地を貸借する（１ａあたり１０，０００円）
* 同一経営体内の農地を貸借する（１ａあたり５，０００円）
 |
| 補助金申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

　　　添付書類

* 補助対象農地の事業実施前現況写真
* 営農活動計画書
* 補助対象農地に貸借権が設定されていることが分かる書類

□　同意書、誓約書

様式第２号（第6条関係）

耕作放棄地における営農活動計画書

申請者氏名：

|  |  |
| --- | --- |
| 申請地 | 有田川町 |

|  |  |
| --- | --- |
| 解消計画 | 解消期間開始時期　　　年　　　月　　　　　　終了時期　　　年　　　月　　　　 |
| 作業内容 |

|  |  |
| --- | --- |
| 営農計画 | 栽培品目 |
| 営農開始時期 |
| 栽培の見通し（１年目～） | （５年目～） | （１０年目～） |

様式第３号（第6条関係）

同　意　書

　　年　　月　　日

有田川町長　様

有田川町耕作放棄地再生事業補助金の交付申請に当たって、町税の納付状況を確認することに同意します。

　住　　所

　ふりがな

　氏　　名

　生年月日　　　　　　年　　月　　日

様式第４号（第6条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

有田川町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（電話）

 私は、有田川町耕作放棄地再生事業補助金交付要綱の規定を遵守し、耕作放棄地の解消作業ならびに解消後の耕作活動に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該補助金の取り消しを行い、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に助成を受けた助成金の一部又は全部を返還することを保証人の署名、捺印を添えて誓約します。

保証人　　住所

氏名

様式第５号（第９条関係）

有田川町耕作放棄地再生事業補助金実績報告書

年　　月　　日

有田川町長

申請者

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付け有田川町　　第　　号で交付決定の通知があった有田川町耕作放棄地再生事業を次のとおり実施したので、有田川町耕作放棄地再生事業補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請地 | 有田川町　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 作業完了日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 補助金申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

　　　添付書類

* 補助対象農地の事業実施後現場写真
* その他町長が必要と認める書類

様式第６号（第１０条関係）

有田川町耕作放棄地再生事業補助金確定通知書

有田川町-　　第　　　　　号

年　　月　　日

住所又は所在地

団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　様

有田川町長

年　　月　　日付の有田川町耕作放棄地再生事業補助金実績報告を審査の結果、　　　年度の補助金として確定したので、有田川町耕作放棄地再生事業補助金交付要綱第１０条の規定により通知します。

金額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

様式第７号（第１０条第2項関係）

有田川町耕作放棄地再生事業補助金請求書

年　　月　　日

　有田川町長

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付け　　有田川町　　第　　号により交付決定の通知があった有田川町耕作放棄地再生事業補助金について、有田川町耕作放棄地再生事業補助金交付要綱第１０条第2項の規定により、次のとおり請求します。

　請求額　　　　　　　　　　　　　　　円

　振込先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 　 | 本支店名 | 　 |
| 口座種別 | 当座　・　普通 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| （カタカナ）口座名義人 | 　 |

様式第８号（第１１条関係）

【事業№　　　　　　　　】

有田川町耕作放棄地再生事業　営農状況報告書

年　　　月　　　日

有田川町長

住所又は所在地：
団体名：
代表者氏名：

　　　　　年度において有田川町耕作放棄地再生事業補助金の交付を受けた下記農地における営農状況を、有田川町耕作放棄地再生事業補助金交付規則第１１条の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象農地 | 有田川町　　　　　　　　　　　　　　　　／　地目：　畑　・　田　 |
| 面積　　　　　　　　㎡　　　 |
| 栽培品目 |  |
| 耕作状況 |  |
| 事業後耕作年数 | 耕作　　　　　　　　　　　年目　（事業実施年を1年目とする） |

　　　添付書類

* 補助対象農地の現況写真